



発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 保安林の指定予定（二件）……………（産業労働局農林水産部森林課）…三

告示

●東京都告示第八百三十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第九百七十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月十三日

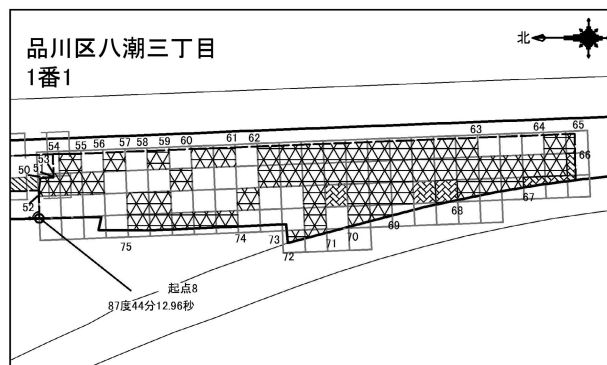
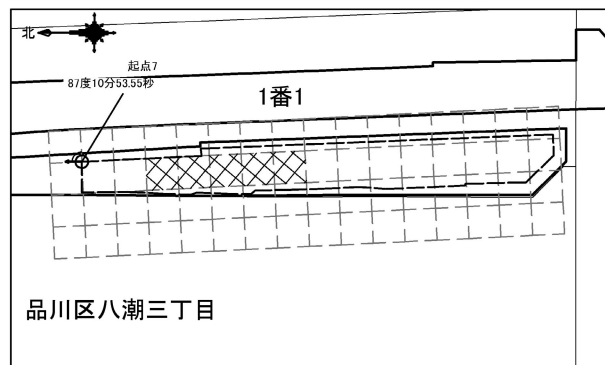
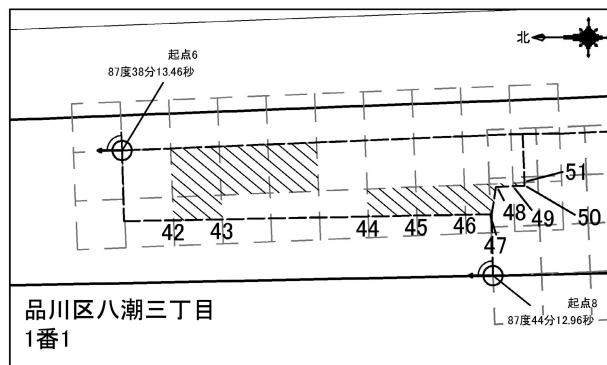
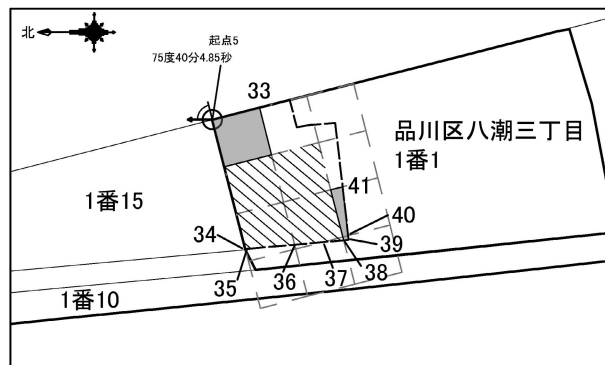
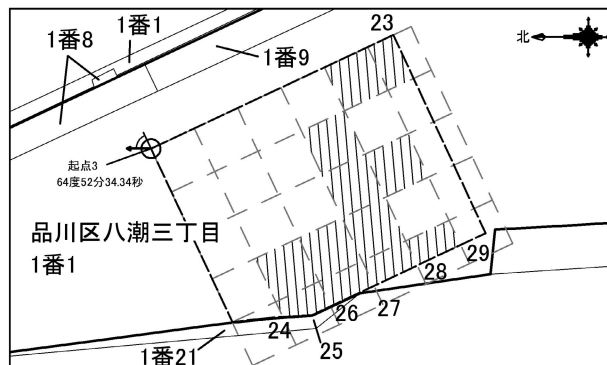
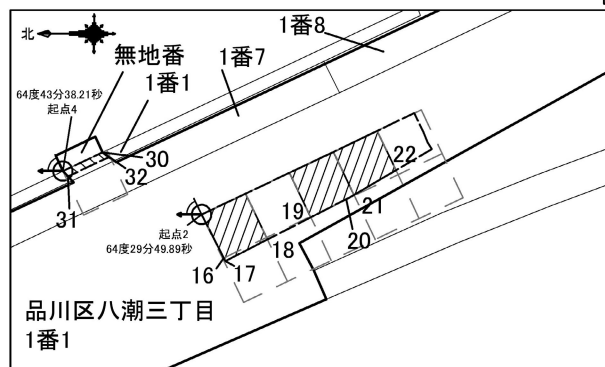
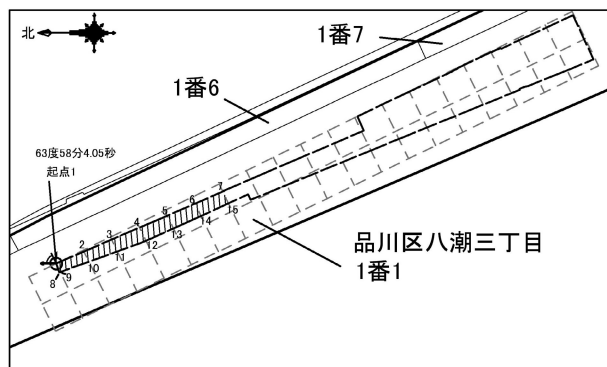
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区八潮三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特

定有害物質の種類 鉛及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡例

—— 単位区画
—— 調査対象範囲
—— 筆境界
—— 敷地境界

起点は、次の座標とする。

起点1は、座標値(X=-43259.606 Y=-6945.008)とする。

起点2は、座標値(X=-43489.571 Y=-6838.301)とする。

起点3は、座標値(X=-43682.504 Y=-6746.759)とする。

起点4は、座標値(X=-43461.065 Y=-6829.368)とする。

起点5は、座標値(X=-44377.535 Y=-6487.153)とする。

起点6は、座標値(X=-45159.347 Y=-6460.727)とする。

起点7は、座標値(X=-45892.928 Y=-6449.588)とする。

起点8は、座標値(X=-45235.587 Y=-6486.455)とする。

※座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

形質変更時要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域)
[令和6年東京都告示第220号により指定した区域]

形質変更時要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域)
[令和7年東京都告示第655号により指定した区域]

指定を解除する区域

形質変更時要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域)
[令和6年東京都告示第972号により指定した区域]

形質変更時要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域)
[令和7年東京都告示第1087号により指定した区域]

形質変更時要届出区域(規則第58条第5項第12号に該当する区域)
[令和8年東京都告示第136号により指定した区域]

格子の回転角度

起点1は、63度58分4.05秒 起点2は、64度29分49.89秒 起点3は、64度52分34.34秒

起点4は、64度43分38.21秒 起点5は、75度40分4.85秒 起点6は、87度38分13.46秒

起点7は、87度10分53.55秒 起点8は、87度44分12.96秒

格子の回転角度は、起点を通り、東西南方及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和八年七月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

青ヶ島村無番地（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青ヶ島村

役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の

二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予

定であるので告示する。

令和八年七月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

あきる野市小中野字西山四四五番、戸倉字行瀬九三七

番

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産

業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧

に供する。）

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

